

住民課環境生活グループ

からのお知らせ

11月は、児童虐待防止推進月

間です。未来へと命を繋ぐ

189（いちはやく）

児童虐待は、社会全体で解決すべき問題です。あなたの1本のお電話で救われる子どももがいます。児童虐待かとも思ったらすぐに電話ください。連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。出産や子育てに関する悩みや質問がある方も、児童相談所・市町村へお気軽にご相談ください。

◇お困りごとは・・・

児童相談所全国共通3桁ダイヤル

☎189（通話無料）

※お住いの地域の旭川児童相談所につながります。

◇お問い合わせ先

住民課環境生活グループ

☎26—9026



「DV相談ナビ」について

#8008（はれれば）

内閣府では、配偶者からの暴力の被害者を対象とした「DV相談ナビ」を開設しています。コロナ禍による社会や家庭環境の変化で、配偶者や恋人からの暴力に悩む方の増加が懸念されています。

どこに相談すればよいかわからないという方のために、全国共通の短縮ダイヤル（#8008）から相談機関に案内するDV相談ナビサービスを実施しています。DVに悩んでいる方は、ひとりで悩まずに早めに相談することが解決への一歩につながります。そして、周りの友人や知人に困っている方がいたら、相談できる窓口があることを伝えてあげてください。

◇お困りごとは・・・

配偶者暴力相談支援センター

全国共通短縮ダイヤル

#8008

（通話料がかかります）

※最寄りの配偶者暴力支援センターにつながります。

廃棄物の不法投棄や

焼却は重大な犯罪です

廃棄物の不法投棄や焼却は地域の景観を損なうだけではなく、有害な物質の発生や漏れ出しにより、大気や土壌、河川が汚染されるなど深刻な環境問題につながる重大な犯罪行為ですので絶対にやらないでください。

廃棄物の不法投棄や焼却行為は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、「5年以下の懲役もしくは一千万円以下の罰金」に処せられます。

◇お問い合わせ先

住民課環境生活グループ

☎26—9026



インフルエンザワクチン

接種費用助成について

▼助成対象者

① 満65歳以上の方

② 満60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害による、身体障害者手帳をお持ちの方

③ 令和5年度末において、15歳以下の方
（生後6カ月以上で中学3年生以下の方）

▼助成金額

1回につき1,200円

▼助成回数

(1) 接種時に13歳以上の方は1回まで。

(2) 接種時に13歳未満の方は2回まで。

※1回目の接種時に12歳で2回目の接種時に13歳になっていた場合は2回目も助成対象となります。

(3) 助成対象者①～③いずれかに該当する方で、生活保護受給世帯の方の接種費用については、全額助成となります。



▼申請方法

(1) 町立診療所で接種した場合

助成対象の方の申請は必要ありません。助成対象者②の方は受付時に身体障害者手帳を提示してください。

会計窓口にて接種費用から助成額を差し引いた額をお支払い下さい。

(2) 町外医療機関で接種した場合

接種後、領収書（インフルエンザ予防接種を受けたことがわかるもの）、保険証、印鑑、振込先を確認できるもの（通帳）、助成対象②の方は身体障害者手帳をご持参のうえ、ふれあい健康センター窓口で申請手続きをして下さい。

後日、助成金額を指定口座へ振り込みます。

◇お問い合わせ先

健康福祉保健グループ

☎ 34-3955



防災一口メモ「冬に備える」

上川・留萌地方では、朝晩を中心に冷え込み本格的な冬の到来を迎えます。

今から7年前の平成28年は冬の訪れが早く、旭川での初雪は10月20日とほぼ平年並みでしたが、「長期積雪」は10月29日と平年より1ヶ月程度早く、11月上旬には30センチを超える積雪となりました。

このように年によっては、急に積雪状態になることもあります。峠や山間部では平地よりも気温が低いため、平地は雨でも峠や山間部では路面が凍結・積雪状態となることがありますので、車で峠を通行する方や山間部にお住いの方は、天気予報や週間天気予報で雪の予報が発表されたら、車のタイヤ交換など早めに冬の備えを行いましょ。

気象台では、峠や山間部で初めて積雪状態になると予想されたとき、平地で初めて積雪状態になると予想されたときには、「雪に関する気象情報」を発表して積雪や路面の凍結による交通障害について注意を呼びかけています。

気象庁ホームページの「今後の雪」では、1時間毎に推定した積雪の深さと降雪量の分布と6時間先までの

の予測の積雪の深さと降雪量の分布を見ることができますので、お出かけの際は最新の天気予報や交通情報などと併せてご利用ください。

◇お問い合わせ先

旭川地方気象台

☎ 0166-32-7102



名寄税務署からのお知らせ

＜年末調整手続電子化について＞

これまでの年末調整では、従業員は保険会社から保険料控除証明を書面で受け取り、それを基に手書きで保険料控除申告書を作成して書面で勤務先に提出するなど、年末調整の一連の手続きを書面で行ってまいりました。

この一連の手続きが電子化されると、従業員は控除証明書を電子デ

ータで受け取り、当該データを電子化に対応した民間ソフトウェアや国税庁が提供する年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（通称「年調ソフト」）にデータを取り込むことで、各種控除申告書をデータ作成しメール等で勤務先に提出することができるようになります。

なお、詳細については、国税庁ホームページの「年末調整手続の電子化に向けた取組について」をご覧ください。

◇電子化のメリットとは？

- ① 保険料控除等の控除額の検算が不要
- ② 控除証明書等のチェック事務が削減
- ③ 従業員からの問い合わせが減少
- ④ 年末調整関係書類の保管コストが削減
- ⑤ 控除額等の記入や手計算が不要

◇お問い合わせ先

名寄税務署

☎ 01654-4-1009